

## 公立大学法人山梨県立大学図書館長選考規程

(平成22年4月1日制定 法人第3206号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第32条第2項の規定に基づき、図書館長の選考及び任期について必要な事項を定める。

(選考)

第2条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合に図書館長の選考を行う。

- (1) 図書館長の任期が満了するとき。
- (2) 図書館長が辞任を申し出たとき。
- (3) 図書館長が欠けたとき。

2 理事長は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の日の30日前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては速やかに図書館長の選考を開始するものとする。

(決定)

第3条 理事長は、専任の教授のうちから、学部長等の意見を聞いた上で、図書館長を決定する。

(図書館長の任期)

第4条 図書館長の任期は2年とし、1回に限り再任することができる。

2 図書館長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、図書館長の選考に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に図書館長の職にある者は、この規程に基づいて選考されたものとみなし、その者の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。